

すべては住民の安心・安全のために！住民良し、企業良し、行政良し！

中国ブロック「三方良しの公共事業改革」フォーラム

中国ブロック「三方良しの公共事業改革」フォーラム 開催概要

公共事業を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に対応するためには、「国民の負託に応え」「良い品質の社会資本整備を適正な価格で」「タイムリーに供給」という社会資本整備の3つの使命を果たす必要がある。

このためには、国民への社会資本を供給する最前線は建設現場であるという原点に立ち返り、「国民」「発注者」「受注者」が「三方良し」となるような建設現場とすべく、発注者及び受注者双方がそれぞれ責任を果たし連携して努力することが重要である。

このため、「三方良し」となるような建設現場を目指すべく発注者及び受注者の連携・交流の場としてフォーラムを開催するものである。

日時:	平成19年7月25日(水) 15:15～18:15
会場:	KKRホテル広島
主催:	中国地方整備局
後援:	中国地方建設青年交流会

中国ブロック「三方良しの公共事業改革」フォーラム プログラム

15:15	開会	
15:15～15:25	あいさつ	中国地方整備局長 甲村謙友
15:25～16:25	基調講演	日本TOC推進協議会 理事 岸良裕司
16:25～16:55	発注者の事例発表 整備局の取組 広島国道事務所事例	中国地方整備局 技術管理課長 安達久仁彦 中国地方整備局 広島国道事務所長 上坂克巳
16:55～17:55	受注者の事例発表 北海道事例 宮崎県事例	(株)砂子組 取締役土木部長 熊谷一男 第一建設(株) 代表取締役副社長 橋邊正之
17:55～18:10	質疑応答	
18:10～18:15	決意表明	中国地方建設青年交流会 会長 澤田建設(株) 取締役副社長 澤田健規
18:15	閉会	

公共事業における『三方良し』

1. そもそも『三方良し』とは

近江商人の家訓である、

「**売り手良し、買い手良し、世間良し**」が語源となっています。

- ・売るだけが目的にならないようにしたい
- ・お客様が喜ぶ顔をたくさん見たい
- ・社会の一歯車であっても、その責任を全うしたい
- ・社会に還元できる適正な利益を得たい

という思想から生まれた言葉であり、**全てのビジネスの基本**となるものです。

2. 公共事業における『三方良し』とは

「**発注者良し、受注者良し、利用者良し**」

発注者：発注者責任を全うする

受注者：喜ばれる上に利益も上がる

利用者：早く完成し、早く使える、早く便利になる



みんなが幸福(プラス):三方良し

3. 公共事業の受注者・発注者に課せられた使命

良いものを、早く、安全に適切な価格で国民に提供することが、発注者の使命だと考えます。

そのためには、受注者・発注者お互いが共通の目標を持つことが大切だと考えます。

共通目標

速やかに工事を完成させる
(安全と品質確保が前提)

すなわち

工期短縮

4. 発注者における工期短縮の方法

従来は、監督職員が個々において「現場を待たせない」「速やかに回答する」ことを実施していました。

しかしながら、発注者の意志決定に時間を費やし、実質工期が短くなるがありました。

そういった従来の対応を、より組織的に、システムのなものとし工事現場で発生する諸問題を迅速に対応する必要があります。

その解決策のひとつが

即日回答(ワンデーレスポンス)

ワンデーレスポンスの実施

公共事業の執行に関しては、**構想・計画段階から設計・積算、施工、維持管理の段階まで、発注者としての責任**がある。

指名競争から一般競争への転換など建設生産システムを取り巻く環境は変化しており、この環境の変化に適応するため、**発注者責任のあり方を再確認するとともに、新たな建設生産システムを構築する必要がある。**

新しい建設生産システムを構築するための**具体的な取り組みの一つとして、「ワンデー・レスポンス」を実施**することとしており、以下にその概要を示す。

【背景と目的】

施工現場において、発注段階で予見不可能な諸問題が発生した場合、**発注者の意志決定に時間を費やし実働工期が短くなり、工事の品質確保への影響が懸念**されることが指摘されている。

問題解決の迅速化により、**効率的及び効果的な事業執行を図ることを目的とし実施するもの。**

【期待される効果】

工事の品質確保・向上

適正な工期が確保され、工事の品質確保・向上につながる。

工事の効率化

安全と品質を確保したうえで、受注者と発注者が協力して適切な工程管理を行うことにより、速やかな工事の完成、早期供用開始につながる。

【中国地整における実施概要】(平成19年7月2日付け事務連絡)

対象工事

平成19年度完成予定工事で各事務所主任監督員毎1工事程度を対象に実施。

組織体制

各事務所の**総括監督員(事務所長)、副所長、発注担当課長、主任監督員(出張所長、監督官)**により実施

実施内容 (詳細は、「工事監督におけるワンデーレスポンスの手引き」参照)

工事打合せ簿における受注者から発注者への協議に対する**発注者の「指示」に該当する事項**を対象

回答が必要な事項については、**回答期限を決定**

現場条件等に重大な差異やその他**重要な問題**が発生した場合

発注者、受注者、設計コンサルタントの3者による検討を実施し、早期に方針決定

フォローアップ

定期的な実施確認

1～2ヶ月に1回程度、実施状況に係る副所長等による確認の実施

工事完了段階における課題の抽出

発注者(副所長、発注担当課長、主任監督員)受注者により、課題の抽出を行い今後
に反映

**工事監督における
ワンデーレスポンスの手引き**

平成19年6月

**中国地方整備局
企画部 技術管理課**

第 1 編 目 的

国土交通省直轄工事等の発注者は、社会資本の整備にあたって社会経済情勢の動向や国民ニーズを的確に把握し明確化したうえで実現する責任と、良好な社会資本を適正な費用で整備・維持し、適正な方法で調達する責任がある。

国土交通省直轄工事における発注者の責任と建設生産システムのあり方の基本的な方向を示すものとして、平成18年9月「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」において「中間とりまとめ」（以下、「発注懇中間とりまとめ」という。）が報告されている。

この「発注懇中間とりまとめ」では、各種取組について具体化したものから順次実現させることとされており、小循環（個々の工事において品質の高い成果が確実に得られる仕組み）を構築するための具体的な取組の一項目として「現場の問題発生に対する迅速な対応（以下、ワンデーレスポンスという）の実施により、問題解決の迅速化を図る必要性が明記されている。

ワンデーレスポンスは、監督職員が個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的、システムのなものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。

1 意義と目的

(1) 問題解決の迅速化

「発注懇中間とりまとめ」の中では、発注者の品質確保への取組強化として、施工プロセスを通じた検査への転換、現場の問題発生に対する迅速な対応、適切なペナルティの検討、の3項目が掲げられている。

工事現場において、**発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事等の品質が確保されないケースが発生していると指摘されている。そのため、発注者は「ワンデーレスポンス」の実施により問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。**

(2) 適切な工程管理

公共事業の発注者、受注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な価格で国民に提供すること」といえる。個々の公共工事現場において、**受注者、発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰でも取り組むことができる共通目標のひとつに、「所定の工期内に工事を完成させる」ことがあげられる。**

安全と品質を確保したうえで、発注者と受注者間が意志疎通を図り適切に工程管理をおこなうことにより、工期内に工事を完成させ、早期に供用開始をおこなうことでメリットが発生する。

第 2 編 実施方法

1 ワンデーレスポンス

- ア 受注者からの協議、承諾、確認など(以下協議等という)に対する回答は、「その日のうち」に実施するものとする。
- イ 「その日のうち」とは、受注者からの協議開始より24時間以内に回答するものとする。
ただし、土・日等の閉庁日を除く。
- ウ 主任監督員は、受注者から協議等があり、措置可能なものは、「その日のうち」に回答するものとする。
- エ 主任監督員で措置できない内容の場合は、事務所等発注担当課に報告・相談し、措置可能なものは、「その日のうち」に回答するものとする。
- オ 発注者は、「その日のうち」に回答が困難な場合(対外協議、現地調査、構造計算が必要なものなど)は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、受注者に「回答日」を通知する。
- カ 通知した「回答日」を超過することが明らかになった場合は、発注者は、再度受注者と回答期限について協議し、新たな「回答日」を通知する。
- キ 回答及び回答日の通知は、書面もしくは工事情報共有システム(以下「書面等」という)により行うものとする。
- ク 「その日のうち」の回答が主任監督員及び監督員の不在などによりに困難な場合は、電話、電子メール等の媒体を活用し、回答日を通知することも可とする。なお、後日、書面等により回答日を通知するものとする。

2 実施における留意点

- ア ワンデーレスポンスの実施には、「所定の工期内に工事を完成させる」ことを共通目標とし発注者と受注者の双方で取り組む必要がある。
- 受注者
- ・施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工するものとする。
 - ・受注者は、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合には、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員に報告するものとする。

発注者

- ・工事の進捗状況を常に把握し、現場の問題点を事前に把握する。
- ・現場条件等に重大な差異やその他問題が生じた場合には、発注者・受注者・設計コンサルタントの3者による「現地技術検討会(仮称)」を実施し、方針を決定する。

イ ワンデーレスポンスは基本的に、工事施工の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し効率的な監督業務をおこなうための取組であり、工事の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。

3 特記仕様書等等への記載

特記仕様書等に次の文を記載すること。

(特記仕様書等 記載例)

第 条

- 1 この工事はワンデーレスポンス試行対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
発注者は、受注者からの協議等に対する指示、通知は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と調整のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。
- 2 受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工するものとする。
- 3 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告することとする。
- 4 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施するため、受注者は、協力するものとする。

4 フォローアップ調査の実施

今後の一層効率的かつ効果的な実施方策検討に資するよう、効果及び課題の把握等をおこなうものとする。なお、アンケート等のフォローアップ調査については、以下の項目について実施することとし、詳細については別途通知する。

効果の検証等(評価、感想、質問の内容、回答に要した日数等)

課題等の抽出

今後に向けての提案